

白石小原陸上風力発電合同会社「(仮称) 白石小原陸上風力発電事業環境  
影響評価方法書」に対する勧告について

令和5年10月23日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、「(仮称) 白石小原陸上風力発電事業環境影響評価方法書」について、白石小原陸上風力発電合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、宮城県知事及び福島県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：宮城県白石市及び福島県伊達郡国見町  
原動力の種類：風力（陸上）  
出力：最大 79,800 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 4年10月 3日
環境大臣意見受理	令和 4年12月15日
経済産業大臣意見発出	令和 4年12月22日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 5年 3月29日
住民意見の概要等受理	令和 5年 6月 9日
宮城県知事意見受理	令和 5年 9月 4日
福島県知事意見受理	令和 5年 9月 5日
経済産業大臣勧告発出	令和 5年10月23日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、須之内  
電話03-3501-1742（直通）

白石小原陸上風力発電合同会社「(仮称) 白石小原陸上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業の実施により、土砂・濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念されることから、近年の増加している局所集中的な降雨の傾向とヤード及び道路工事に係る雨水排水対策を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 風力発電設備等の設置に伴う森林伐採により、哺乳類等の動物の行動、生息地の利用状況の変化や植生の変化等による影響が考えられるため、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 希少猛禽類や渡り鳥の調査位置について、各々、メインの飛翔ルートを確認できるように定点調査地点を広域に設定するなど、適切な調査地点を設定すること。
4. 植物相の調査ルートについては、風力発電設備等の新設 拡幅に伴う改変が予定される範囲を、全て含むように設定をすること。
5. 広い範囲で風力発電機が視認される可能性があることから、調査地点に白石城の天守閣や飯坂温泉の追加を検討する等、適切に調査地点を設定すること。

(宮城県知事及び福島県知事からの意見書の写しを添付)